

稲沢市市民参加条例策定委員会の運営に関する確認事項（案）

1 会議の成立

会議は、構成員の2分の1の出席をもって成立する。

2 会議の原則

各委員は、会議に臨むに当たっては、次の事項を基本原則として認識するものとする。

(1) 自由な発言

自由な発言を最大限に尊重する。

(2) 批判中傷の禁止

特定の個人や団体の批判中傷は、行わない。

3 発言の公平性

(1) 会議の進行役は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮する。

(2) 発言は要点を整理し、簡潔に行う。

4 意見集約の方法

(1) 少数意見も尊重する。

(2) 決定は全員合意を原則とするが、必要なときは両論併記とする。

ただし、迅速な決定等を要する場合は、出席者の3分の2以上の賛成でその結論とする。

(3) 一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとする。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、会に諮った上で再度議論することができる。

5 会議の記録

- (1) 会議の記録（概要）は、事務局が作成する。
- (2) 会議の記録には、発言者の氏名は記載せず、職名（委員長、副委員長、委員A、委員Bなど）を記載する。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開とする。
- (2) 会議の公開は、会長が、会議の傍聴を希望する市民等に傍聴を認めることにより行う。
- (3) 会議の傍聴者の定員は、10人程度とする。
- (4) 傍聴者の決定は当日受付の先着順（会議資料を用意）とする。
- (5) 傍聴者の発言は認めないが、傍聴者の意見については、文書という形で事務局が受け付け、次回の委員会に「前回の委員会における傍聴者の意見」として提出する。

◎傍聴することができない者は、次のとおりとする。

ア 酒気を帯びていると認められる者

イ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

ウ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者

エ その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

◎傍聴者の守るべき事項は、次のとおりとする。

傍聴者は、会議を主宰する会長又は会長を補助する事務局職員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

ア 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否

を表明しないこと。

イ 会議の会場において発言しないこと。

ウ みだりに傍聴席を離れないこと。

エ 飲食又は喫煙をしないこと。

オ 会議の会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

カ 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

7 会議の成果の取り扱い

会議の成果・提言は、議論経過（議事録）を含め、市のホームページや広報を通じて市民に発信するほか、市役所行政情報コーナーに備える。

8 確認事項の変更及び追加

この確認事項は、変更又は追加できるものとする。